

保護者様

府立撰津支援学校
校長 村上 哲也

学校感染症に伴う出席停止の扱いについて（お知らせ）

日ごろは、本校教育にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

学校や園に通っている子どもたちの間で感染しやすい感染症を「学校感染症」と指定し、学校では感染拡大の防止に注意しています。

これらの感染症の疑いがあるときは、医療機関を受診し、主治医からの許可を得てから登校してください。登校するときは**保護者が記入**する「登校許可報告書」が必要となります。裏面に必要事項をご記入の上、ご提出ください。

学校で予防すべき感染症の種類と出席停止の期間の種類

分類	対象疾患	出席停止の期間の基準
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、ジフテリア、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、重症急性呼吸器症候群、鳥インフルエンザ、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症	治癒するまで
第二種	インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ解熱した後2日経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗生剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下線又は舌下線の腫張が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風疹（3日ばしか）	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで
第三種	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで
	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎 その他の感染症 	学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで ※その他の感染症について 重大な流行が起こり、感染拡大防止のために必要と認められた場合にのみ出席停止の扱いになります。「その他の感染症」に児童生徒が罹患したとしても直ちに出席停止の対象にはなりません。
	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; display: inline-block;"> 溶連菌感染症、手足口病 ウイルス性肝炎、感染性紅斑 ヘルパンギーナ、マイコプラズマ肺炎 流行性嘔吐下痢症〔感染性胃腸炎〕 アタマジラミ、水いぼ〔感染性軟属腫〕 感染性膿痂疹〔とびひ〕等 </div>	

* これらの感染症に罹患した場合、早急に学校までご連絡ください。

* 「登校許可報告書」は学校ホームページからもダウンロードできます。

登校許可報告書

大阪府立摂津支援学校長 様

部 年 組

児童生徒名

疾患名

上記疾患名にて 月 日より出席停止の扱いでしたが、 月 日より
登校可能であると診断されました。

医療機関名	
医師名	

令和 年 月 日

保護者名

保護者→担任→保健室